告　示

○法務省告示第三百五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日　　法務大臣　滝　　実

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十四年十月十六日」を「平成二十四年十月十七日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十月十七日から施行する。

○法務省告示第三百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日　　法務大臣　滝　　実

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社キクイケ	埼玉県川越市大字笠幡字中西二千四百四十二番地一	型枠施工
ヤナイ陶業株式会社	東京都世田谷区下馬三丁目二十二番十三号	タイル張り
平川建設株式会社	神奈川県横浜市神奈川区菅田町二千七百八十番地	とび
株式会社山定	大阪府堺市美原区北余部三百十三番地	塗装
株式会社共成	大阪府和泉市あゆみ野二丁目三番五号	ダイカスト
大登建設工業株式会社	大阪府高石市西取石一丁目十一番十六号	溶接

○法務省告示第三百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日　　法務大臣　滝　　実

第二号ロの表に次のように加える。

島野精機株式会社	埼玉県比企郡滑川町大字月輪千四百四十三番地十六	機械加工
佐藤ゴム化学工業株式会社	千葉県成田市十余三百十一番地百三十三	自動車用樹脂部品製造

○法務省告示第三百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日　　法務大臣　滝　　実

第二号の表に次のように加える。

株式会社竜製作所	愛知県名古屋市南区豊田四丁目八番二号	電気機器組立て
飯山精器株式会社	長野県中野市大字草間千百六十二番地十五	機械加工

○法務省告示第三百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日　　法務大臣　滝　　実

第二号イの表に次のように加える。

○法務省告示第三百五十五号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日　　法務大臣　滝　　実

第一号中「財団法人建設業振興基金」を「一般財団法人建設業振興基金」に改める。

○外務省告示第二百九十六号

平成二十四年八月十日にリマで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十四年八月二十八日　　外務大臣　玄葉光一郎

（円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ペルー共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とペルー共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十七億七千万円（八、七七〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、エネルギー効率化インフラ支援プログラム（以下「プログラム」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ペルー共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ペルー共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部がプログラムのコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡがプログラムの実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、プログラムに基づきペルー共和国政府が参加金融機関を通じて最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。